

## 第3章

# 計画の基本的な考え方

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第2次計画の推進状況の検証などを踏まえ、男女共同参画社会を実現していくため、第3次計画では3つの基本方針を定めました。そして、それを進めるに当たっての課題を把握し、その解決に向けた施策に取り組んでいきます。

### 1 基本方針

#### 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

法制度上の男女差は改善されてきてはいますが、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見は残っています。「男は」「女は」ではなく、男女の特性や違いを認めた上で、誰もがお互いを大切にして責任を分かち合い、生き生きと個性と能力を発揮できる社会が、私たちの目指す男女共同参画社会です。市では、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な情報提供や意識啓発を行い、市民の理解を深めていきます。

#### 基本方針Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進

女性は、経済、社会など多くの分野の活動を担っていますが、我が国の指導的地位に占める女性の割合は低い水準にとどまっています。市では、様々な場面で男女の考えが平等に反映されるよう、まちづくりの政策や方針決定の場面への女性の参画機会の拡大や、女性の活躍に向けた人材の育成に取り組むとともに、男女が余裕を持って仕事と家庭を両立させること（ワーク・ライフ・バランス）についての意識啓発を推進します。

#### 基本方針Ⅲ 一人一人の人権の尊重

女性に対する差別や暴力は、重大な人権侵害であり、暴力の根絶と被害者の救済は、男女共同参画社会の重要な課題のひとつです。市では、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や、職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどに関する相談に適切に対応し、関係機関等と連携した支援を推進します。

また、子育てや生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭に対して、子育て・生活の支援や、経済的自立に向け支援する取組を推進します。

## 2 計画の体系

基本方針	課題	施策	
I 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進	1 市民の意識変革の推進	(1) 強調月間事業の実施	
		(2) 意識啓発と情報提供	
	2 子どもの頃からの男女共同参画教育の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	
		(2) キャリア教育の充実	
	3 家事・育児・地域活動等への男女平等な参画	(1) 男性に向けた意識啓発	
		(2) 男性が育児等を行いやすい環境整備	
		(3) 地域活動への参加促進	
	II あらゆる分野における女性の活躍推進	1 女性の参画拡大	(1) 女性登用の推進
			(2) 女性の参画を進めるための環境整備
2 女性の人材育成		(1) 女性の意識向上	
		(2) 女性の就業支援	
3 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進		(1) 事業主・管理職等の理解促進	
		(2) 柔軟な働き方の推進	
		(3) 育児・介護等の負担軽減のための環境整備	
III 一人一人の人権の尊重		1 配偶者等からの暴力被害者への支援	(1) DV防止のための教育・啓発
			(2) 相談体制の充実と被害者の保護
	(3) 被害者の自立支援		
	2 各種ハラスメントの防止	(1) ハラスメント防止の啓発	
	3 ひとり親家庭への支援	(1) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境整備	

### 3 重点的に取り組む課題

基本方針ごとに課題がいくつかありますが、その中でも、国・県の計画やアンケート調査の結果を鑑みて、次の4つの課題に重点的に取り組んでいきます。

#### (1) 子どもの頃からの男女共同参画教育の充実

男女共同参画社会の実現には、男女が性別にとらわれずに個人の能力を発揮し、自立して生きていくことができるよう、子どもの頃から教育していくことが重要です。

#### (2) 女性の人材育成

様々な分野で主体的に参画する人材が求められており、再就職や起業、地域活動へのチャレンジを後押しすることにより、女性の活躍に向けた意識を高めるとともに、働く場や地域においてリーダーとして活躍できる人材を育成していくことが重要です。

#### (3) 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が余裕を持って仕事と生活を両立させ、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働くことができる環境を整備するとともに、企業等の理解や働き方の見直しが進むよう、働きかけることが重要です。

#### (4) 配偶者等からの暴力被害者への支援

配偶者等からの暴力を防止するよう啓発を充実させるとともに、被害者に寄り添い、安全に生活できるよう支援することが重要です。

### 4 「女性活躍推進計画」と「DV対策基本計画」

この計画のうち、次の基本方針Ⅱの部分は、女性活躍推進法第6条第2項に規定された市町村推進計画（「女性活躍推進計画」）として位置づけるものです。

基本方針	課題	施策
Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進	1 女性の参画拡大	(1) 女性登用の推進 (2) 女性の参画を進めるための環境整備
	2 女性の人材育成	(1) 女性の意識向上 (2) 女性の就業支援
	3 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 事業主・管理職等の理解促進 (2) 柔軟な働き方の推進 (3) 育児・介護等の負担軽減のための環境整備

また、次の基本方針Ⅲの課題1は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定された市町村基本計画（「DV対策基本計画」）として位置づけるものです。

基本方針	課題	施策
Ⅲ 一人一人の人権の尊重	1 配偶者等からの暴力被害者への支援	(1) DV防止のための教育・啓発 (2) 相談体制の充実と被害者の保護 (3) 被害者の自立支援